

# がん予防だより

第22号 平成28年12月 公益財団法人 愛知県健康づくり振興事業団 発行

〒470-1101 豊明市沓掛町石畠142-20 TEL 0562-92-9011 FAX 0562-92-9013 <http://www.aichi-kenko.or.jp>

シリーズ がん予防トピックス 19



## 子宮頸がん予防のための HPVワクチンの重篤な副作用

富永 祐民 先生

愛知県がんセンター名誉総長

子宮頸がんの最も重要な原因はHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染です。HPVには多数の型がありますが、子宮頸がんの原因となっているのは主として16型、18型で、子宮頸がんの原因の約7割を占めています。したがってこのワクチンを接種することにより約7割の子宮頸がんの予防が可能になります。HPVウイルスは性行為により感染しますので、性行為が始まる前の若年女性に接種する必要があります。そのため厚労省は平成22年以降に公費補助により無料で若い女性（小学6年生から高校1年生まで）を対象としてHPVワクチンの接種を勧めてきました。当初からこのワクチンの接種により注射部位の発赤、腫れなどの軽い副作用が約10%の頻度で認められることがわかつっていましたが、重篤な副作用はみられないとしていました。しかし、その後持続性の体の痛みやしひれ、知覚異常、記憶障害などの重篤な副作用の報告がありました。そこで厚労省では専門家の意見を聞いて平成25年4月からワクチン接種を促すようなはがきを家庭に送るといった「積極的な勧奨」を中止しましたが、ワクチン接種は中止せずに個人の希望に任せています。

筆者は平成24年6月のがん予防便りにが

ん予防トピックス10として「子宮頸がん予防はHPVワクチンと子宮頸がん検診の併用で」という記事を書いていますが、その当時は重篤な副作用の報告はありませんでした。しかし、新聞報道（2016年7月29日付けの産経新聞）によりますと、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）接種後に健康被害を受けたと訴える15歳から22歳までの女性63人が国とワクチンメーカー2社に対して損害賠償を求める訴訟を東京など4地域で起こしたことです。損害賠償の請求額は原告1人当たり慰謝料1,500万円にそれぞれの治療費や介護費などの費用を加えたものです。

HPVワクチンが市販された当初には注射部位の痛み、腫れなどの一過性で軽度の副作用は約10%にみられるとしていましたが、その後明らかになった重篤な副作用の頻度はきわめて低く（約1万回の接種で1回程度）、99.99%の確率で重篤な副作用はみられないことから全面禁止の措置はとらなかったようです。

子宮頸がんの原因となるHPVウイルスは基本的には性行為により感染しますので、適切な性教育を施すなど、ワクチン接種以外の方法でウイルスの感染防止を図ることも可能です。たとえば、子宮頸がんに関する疫学的

研究から、避妊法でコンドームを使った場合は子宮がんリスクが低くなることがわかって いますので、コンドームの使用もHPVウイ ルスの感染防止に役立つようです。また、不 特定多数の異性との性行為を避けることでも

HPVウイルスの感染防止が可能です。

20歳以上の女性に関しては2年に1度の 子宮頸がん検診の受診により早期発見・早期 治療により子宮頸がん死亡の予防が可能に なります。